

口座振替に関する注意点について

相続人代表者が指定されても、口座の情報は変更されません

納付方法が亡くなった方の口座でのお支払いの場合、引き落としができなくなりますので、相続登記が完了するまでの間に引き続き口座振替を希望する場合は、手続きが必要です。

相続登記の完了後は、それまでの口座振替が引き継がれません

所有者が亡くなられた後、相続登記等によって**不動産の名義変更をされた場合は、それまでの登録口座の情報が引き継がれません。**

前年中の名義変更の登記により、翌年度から納税義務者が切り替わるため、前年と同じ口座からの引き落としを希望する場合でも、新たに口座振替の申込手続きが必要です。

(不動産の名義変更の例)

三条 太郎 → 三条 花子

三条 太郎， 一郎（共有） → 三条 花子， 一郎（共有）

亡くなった方の口座から亡くなった方の名義ではない口座へ引き落とし先を一度変更した場合でも、不動産の名義変更の登記をした後は、もう一度口座振替の手続きが必要となります。

	今年度4月 父 A さん死亡	今年度6月 口座振替手続き	今年度 12 月 不動産の名義変更
登記名義人	父 A さん	父 A さん	子 B さん
引落口座名義人	父 A さん	子 B さん	口座なし

翌年から口座なしになるため
再度口座振替の手続きが必要

来年度第 1 期からの口座振替を御希望の場合、**今年度の 2 月末までに**口座振替の申込手続きをお願いします。

手続きの方法等については、最寄りの金融機関または三条市総務部税務課収納係へお問い合わせください。

三条市 総務部 税務課収納係 電話 0256 (34) 5532（直通）